⑽　10の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値を記載しないものに限り、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載すること。

⑾　添付図面等の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ　接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。

⑿　12の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⒀　13の欄及び14の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⒁　15の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、30分（13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものにあっては、15分）経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。

⒂　16の⑵の欄は、電源を投入してから、30分（13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものにあっては、15分）経過後までの間における15の⑴の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。

⒃　17の⑵の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⒄　18の⑵の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものについては、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載し、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものについては、電源端子及び制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載し、当該各欄の括弧内には、それぞれの妨害波電圧の平均値の測定値を記載すること。

⒅　19の⑵の欄は、放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の測定値を記載すること。

⒆　20の⑵の欄は、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の測定値を記載すること。ただし、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載するものについては、記載を要しない。

⒇　21の⑵の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の測定値を記載しないものに限り、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載すること。

(21)　22の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(22)　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

2　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　設計書は、１の欄及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。

なお、11の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第２の６の規定にかかわらず、無電極放電ランプの添付書類については、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第百六十号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年四月四日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成27年度第５次（３月）及び平成28年度第１次（３月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：別紙１のとおり変更する。

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

⑴　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）		財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第２年度）			平成23年度（第３年度）			平成24年度（第４年度）		
歳入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
１　地方税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△　74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△　21,363	889,832	889,832	△　46,108
２　地方譲与税	86,053	86,053	81,101	81,101	△　4,952	78,338	78,338	△　2,763	76,179	76,179	△　2,159	71,450	71,450	△　4,729